

<裁判例 No.1 >

最高裁平成17年7月14日

【出典】

最高裁判所民事判例集59巻6号1323頁

裁判所時報1391号336頁

判例タイムズ1189号163頁

金融・商事判例1228号27頁

金融・商事判例1222号29頁

判例時報1909号30頁

金融法務事情1762号41頁

※ 評釈論文

金融・商事判例1233号60頁

金融・商事判例1511号40頁

神戸学院法学36巻1号79頁

ジュリスト1311号186頁

別冊ジュリスト194号180頁

別冊ジュリスト249号26頁

税務事例38巻3号58頁

判例時報1931号188頁

法学（東北大）70巻4号659頁

法学セミナー50巻11号118頁

民商法雑誌133巻6号964頁

【取引類型】

株価指数オプションの売り取引

【違法要素】

適合性原則 ×

指導助言義務違反 ? 補足意見

【指導助言義務に関する判示】

私は、法廷意見に賛成するものであるが、本件事案の特殊性にかんがみ、差戻審の審理について、次のとおり補足して意見を述べておくこととしたい。

オプション取引は、抽象的な権利の売買であって、その仕組みを理解することは容易ではなく、特にオプションの売り取引は、利益がオプション価格の範囲に限定される一方、損

失が無限あるいは莫大になる危険性をはらむものであり、各種の証券取引の中で、最もリスクの高い取引の一つであるということができる。

証券会社が顧客に対してこのようなオプションの売り取引を勧誘してこれを継続させるに当たっては、格別の配慮を要することは当然である。

証券会社に求められる適合性の原則の要求水準も相当に高いものと解さなければならぬが、本件においては、被上告人が一般投資家の通常行う程度の取引とは比較にならないほどの回数及び金額の証券取引を経験し、その経験に裏付けられた知識を蓄えていたことから、結論的に適合性の原則の違反は否定されるべきものである。

しかしながら、本件取引の適合性が認められる被上告人についても、証券会社がオプションの売り取引を勧誘してこれを継続させるに当たっては格別の配慮が必要であるという基本的な原則が妥当することはいうまでもない。

このような観点から、本件においては、証券会社の指導助言義務について改めて検討する必要がある。

すなわち、被上告人のような経験を積んだ投資家であっても、オプションの売り取引のリスクを的確にコントロールすることは困難であるから、これを勧誘して取引し、手数料を取得することを業とする証券会社は、

顧客の取引内容が極端にオプションの売り取引に偏り、「リスクをコントロールすることができなくなるおそれが認められる場合」には、これを改善、是正させるため積極的な指導、助言を行うなどの信義則上の義務を負うものと解するのが相当であるからである。

本件においては、被上告人が主張する「顧客にできる限り損失を被らせることのないようにすべき義務違反」の趣旨は必ずしも明確でなく、この点についての主張、立証も尽くされていないが、本件の異常ともいえるべきほどオプションの売り取引に偏った取引状況を見ると、Aがこのような義務を果たしていたといえるか疑問の余地があり、差戻審においては、このような点についても十分な検討がなされるべきである。

【指導助言義務の発生根拠】

信義則

【過失相殺】

—